

「京都らしさ」を支える生物資源調査業務 受託候補者選定に係る募集要項

1 業務の趣旨

京都市では、「京都市生物多様性プラン（2021-2030）」※の推進プロジェクト「「京都らしさ」を支える生きものプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）において、「京都らしさ」（伝統、文化、産業、景観等）の継承に必要な生物資源を特定し、保全・回復の取組を講じることで、生物資源の持続可能な利用を目指すことを掲げている。

上記を踏まえ、「京都らしさ」を支える生物資源をリスト化するとともに、そのうち、持続可能な利用が困難となっているものについて、保全・回復の取組につなげるため、持続可能性に関する課題を把握することで、プロジェクトに寄与するための調査を行う。

当該調査を実施するに当たり、十分な能力、技術及び経験を有し、業務を適切に遂行することができる事業者を選定するため、プロポーザルを実施する。

※ 京都市生物多様性プラン（2021-2030）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000282470.html>

2 業務の内容

(1) 件名

「京都らしさ」を支える生物資源調査業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(3) 委託内容

別添「仕様書」のとおり

3 契約上限額

2,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 応募要件

次の(1)から(3)までに掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること、又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 提案書類の提出の日から受託候補者選定結果の通知の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたものにあつては更生計画の認可がなされていないもの、又は、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをしたものにあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

5 提案書類等の提出

提案書類等の提出は、次の(1)～(4)のとおり行うこととする。

(1) 参加意思確認書

当該プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）は、**様式1**参加意思確認書を電子メールにて提出（印不要，受信を確認すること）し、後日，文書1部を郵送又は持参すること。

(2) 提案書類

応募者は、以下ア及びイに示す書類を郵送又は持参により提出すること。いずれも正本1部，副本5部の合計6部を提出すること。

ア 提案書

仕様書「3 業務内容」について、**様式2**提案書に従い提案すること。提案内容を補足するための参考資料を添付することもできる。

イ 見積書

「ア 提案書」に記載する内容に基づき，見積書とその内訳を作成すること。
様式は任意とする。

(3) 提出期限

(1)，(2)の提出期限は以下のとおりとする。

- ・参加意思確認書：令和3年10月14日（木）午後5時
- ・提案書類：令和3年10月21日（木）午後5時

※ 受付時間は，開庁日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は，上記提出期限の消印有効とし，提案書類の電子データを提出期限までに電子メールで送付のうえ，受信を確認すること。

(4) 提出先

「11 問合せ先及び書類提出先」に記載のとおり

6 質問及び回答

質問及び回答は，次の(1)～(4)のとおりとする。

(1) 質問方法

本要項に関する質問は文書（様式自由）による方法とし，持参，電子メール又はファックスで提出すること。なお，電子メール又はファックスの場合は，電話で担当者に受信を確認すること。

(2) 質問受付期限

令和3年10月14日（木）午後5時

(3) 提出先

「11 問合せ先及び書類提出先」に記載のとおり

(4) 質問及び回答の公表

全ての質問及び回答については，京都市情報館に質問者を特定できる情報を削除したうえで速やかに公表する。ただし，やむを得ない事情により回答が遅れる場合は，全ての質問者に電子メール又はファックスで連絡する。

なお，回答は本要項と一体のものであり，同等の効力を有するものとする。

7 受託候補者の決定等

(1) 審査

提出された提案書類の内容について、応募者のプレゼンテーションを実施し、本業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定する。

プレゼンテーションは、提案書類を基に15分以内で行うこととし、その後質疑応答の時間を10分程度設ける。プレゼンテーションの日時、場所等の詳細については、提案書類の提出後速やかに通知する。

プレゼンテーションに当たっては、パソコン等を用いることができる（本市準備物：プロジェクタ、スクリーン、VGA ケーブル等）。

なお、応募多数の場合は、提案書類による一次審査（書面審査）を行い、優秀と認められる上位3者を選定する。また、プレゼンテーションに参加しなかった者又は指定の時間に遅刻した者は、やむを得ないと認められる場合を除き、選定の対象外とする。

(2) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	配点
企 画	業務の目的を踏まえ、調査の進め方や調査方法等が具体的に提案されているか。 契約期間や実施内容を踏まえ、業務スケジュールが無理がなく適切に組まれているか。 的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。 専門的な内容を、専門知識のない人にも分かりやすく表現できるか。	40
実施体制	提案内容を実施するに当たり、十分な能力を有したものとなっているか。	30
業務実績	本業務と類似する業務の実績は十分か。	15
見積金額	$(\text{全応募者中の最低見積金額}) / (\text{各応募者の見積金額}) \times 10 \text{ 点}$ (小数点以下は切捨て)	10
市内貢献	京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業又は京都市内に活動拠点を有する団体等であるか。	3
環境マネジメントシステム	・ ISO14001 又は KES ステップ2 を取得している：2 点 ・ KES ステップ1 を取得している：1 点	2
合計		100

(3) 受託候補者の選定

「京都らしさ」を支える生物資源調査業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、(2)に基づき審査を行い、最終の審査点が満点の6割以上である者のうち、最も順位の高かった者を受託候補者として選定する。

また、最終の審査点が最高となる者が2者以上となった場合は、企画の審査点が高い者を選定することとし、その合計が同点である場合は、くじ引により受託候補者を選定する。

なお、応募者が1者の場合は、最終の審査点が満点の6割以上であることを条

件とし、かつ委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合、当該応募者を受託候補者として選定する。

(4) 選定結果通知

選定結果は、プレゼンテーション及び審査後 1 週間以内に、応募者に対し書面で通知する。選定結果の通知が、やむを得ない事情により遅れる場合は、全ての応募者に電話又は電子メールにより連絡する。

なお、通知内容に疑義がある場合は、選定結果の通知が届いてから土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く 5 日以内に、書面により説明を求めること。その際、様式は任意とし、京都市環境政策局環境企画部環境管理課に提出すること。

8 契約に関する基本的事項

本市は、(1)～(9)に基づき、契約書を作成し、受託候補者と契約を締結する。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、提案書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。なお、提案内容は、実施できることを確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 特約事項

提案内容の実現に係る費用（業界団体等への情報聴取に係る謝礼等を含む。）は、全て受託者の負担で行うこととする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りではない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 契約不適合責任

ア 本市は、納入された成果物が契約内容に適合しない場合（種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しない), 適合しないことを知った時から1年以内に受託者にその旨通知し, かつ相当の期間を定めて履行の追完を催告した場合に限り, 履行の追完を請求することができる。

イ 前項の催告にもかかわらず, 本市が定めた期間に受託者が追完しない場合, 本市は, 受託者に対し不適合の内容に応じた代金の減額を請求できる。

ウ 上記ア及びイは, 本市による損害賠償請求(第三者に及ぼした損害を含む。)又は契約の解除を妨げない。

9 留意事項

- (1) 提案書類の提出等契約の締結までに掛かる全ての費用は, 応募者の負担とする。
- (2) 提案書類については, 本業務の受託候補者決定のためのみに使用し, 他の目的には使用しない。
- (3) 提案書類は返却しない。また, 提出後の変更, 差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類について, 必要に応じて電話等でヒアリングをすることがある。
- (5) 提案書類に虚偽の記載をした場合は無効とする。
- (6) 本業務において使用する言語は日本語とし, 通貨単位は円とする。
- (7) 提案書類については, 京都市情報公開条例に基づく公文書公開請求があった場合, 公開することがある。

10 スケジュール

日 程	実施内容
令和3年10月 8日(金)	公募開始
令和3年10月14日(木) 午後5時	参加意思確認書提出期限
令和3年10月14日(木) 午後5時	質問受付期限
令和3年10月21日(木) 午後5時	提出書類提出期限
提案書類提出期限後, 1週間以内	プレゼンテーション及び審査
プレゼンテーション及び審査後, 1週間以内	選定結果の通知
受託候補者の選定後, 速やかに	受託候補者との初回協議, 契約

11 問合せ先及び書類提出先

京都市 環境政策局 環境企画部 環境管理課 (担当: 久保田, 宮田)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話: 075-222-3951 FAX: 075-213-0922

電子メールアドレス: k-kyosei@city.kyoto.lg.jp